

# あえへる



今後は、警報・注意報の名称に「レベル」を付記して発表され、「色」や「レベル」で危険度がわかります。また「洪水警報」がなくなり、洪水予報河川を対象に河川ごとに氾濫に関する情報が発表されます。低地の浸水や大河川以外の氾濫に関する情報は、大雨に関する情報に含まれます。八尾市からの避難情報に注意し、早めの避難行動をとりましょう。



	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当（黒） 【命の危険】 直ちに安全確保！	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
<b>警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難</b>				
警戒レベル 4相当（紫） 危険な場所から 【全員避難】	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当（赤） 避難に時間がかかる人は早めに避難	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2（黄） 避難行動を確認	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1（白） 災害への心構えを	早期注意情報			

## ■災害情報の入手先について

八尾市では、防災行政無線や緊急速報メール・エリアメールのほか、さまざまな手段で情報を発信しています。

**災害情報の入手先** 大阪防災アプリ、生活応援アプリ「やおっぷ!」、おおさか防災ネット、テレビのデータ放送、市ホームページ、市公式 SNS（X・LINE・Facebook）、ケーブルテレビなど。

## ■携帯電話をお持ちでない方は

**「災害情報自動配信サービス」** をご利用できます。

あらかじめ登録しておくことで、電話かファクスで避難情報などの緊急情報を受け取ることができます。

対象：携帯電話を持っていない市内在住者で、かつ、次の条件のどれか一つに該当する人

①65歳以上 ②避難行動要支援者 ③土砂災害特別警戒区域居住者 ※詳しくはお問合せください。

申込方法：申請書に必要事項を記入のうえ、メール、郵送、ファクスまたは持参にて下記へご提出ください。

申込・問合せ先：危機管理課 電話：072-924-3817 ファクス：072-924-3968

## 今年は差別解消三法の施行から 10年の節目の年です



2016(平成28)年

4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、

6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別を解消するための3つの法律が相次いで施行されました。

施行から10年が経ちましたが、まだまだ差別の解消には至っていません。

差別は人の心を傷つけるだけでなく、差別行為をした人に新たな差別意識を植え付けるなど差別の助長につながる恐れもあり、決して許されるものではありません。それぞれの法律の趣旨を正しく理解し、差別をなくしていきましょう。

予約制

### あなたのまちの健康相談



保健師が健康に関する様々な相談に応じます。

○日時：7月3日(金)・8月7日(金) ○対象：18歳以上の八尾市民

○場所：安中人権コミュニティセンター

○申込締切：開催日の1週間前まで

○連絡先：072-993-8600 (八尾市保健センター)

# 7月の人権カレンダー

7月 1日 更生保護の日：犯罪や非行の防止と、罪を犯した人々の立ち直りに対する理解を深めるための記念日。1949年のこの日に「犯罪者予防更生法」が施行されたことを受け、1962年に法務省によって制定された。

7月 ○「社会を明るくする運動」強調月間

○「再犯防止啓発月間」：「社会を明るくする運動」と関連して、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めることを目的としている。

○青少年の非行・被害防止全国協調月間：青少年の非行や犯罪被害等についての国民の理解と関心を深め、青少年の非行・被害防止のための機運を盛り上げることを目的としている。

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている

人間として幸せに生きていくための権利です。

## 更生保護活動について

更生保護は、国と地方、保護司などの民間ボランティアが協力し、社会の中で、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちに寄り添い・支えることによって、新たな被害者も加害者も生まない社会をつくる取組です。

## 立ち直りを支援する人たち

- **保護司**：保護観察官とともに立ち直りを一番近くで支える民間ボランティア。
- **更生保護女性会**：犯罪や非行のない地域社会の実現に向けて更生保護の取り組みに進んで協力し、だれもが人として尊重され心豊かに生きられる明るい社会づくりを目指して活動しているボランティア団体。
- **BBS(Big Brothers and Sisters)会**：少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体。
- **協力雇用主**：雇用を通じて、自立や社会復帰に協力する民間の事業主。
- **更生保護施設・自立準備ホーム**：一定期間、宿泊場所を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設。

## 社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和8年で76回目を迎えます。

更生保護は、国や地方公共団体も取り組んでいますが、それを社会の最前線で支えてくださっているのが、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの方々であり、地域社会に不可欠な「地域のチカラ」というべき存在です。更生保護の取組について知っていただき、安全で安心な社会を実現するために、今何が求められているのか、そして、自分には何ができるのかをみなさんで考えてみませんか。



# 熱中症警戒アラート



熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと(北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位)に発表されます。発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用する等の、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

## 熱中症を予防するために



- 昼夜問わずエアコン等を使用して温度調節をしましょう。
- 不要不急の外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう。
- 高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者など熱中症になりやすい方々に、エアコンの使用やこまめな水分・塩分補給などを行うよう声かけをしましょう。
- 外での運動は、原則、中止／延期をしましょう。
- のどが渇く前に、水分(1時間ごとにコップ1杯)・塩分(塩分補給のあめや梅干しなど)を補給しましょう。

予約制!  
無料!

## 無料法律相談のご案内



相続や離婚、交通事故や近隣とのトラブルなどでお悩みのことはありませんか。法律の専門家である弁護士が、日常のさまざまな法律問題のご相談に応じます。この機会を、ぜひご利用ください。

日 時： 6月24日(水)、7月29日(水) 午後2時～午後4時  
 場 所：安中人権コミュニティセンター  
 弁護士：中村 和也 氏(弁護士法人関・岸田・中村法律事務所)  
 申し込み：一般社団法人やお座、安中支部 Tel. 929-8656 / 998-3127  
 安中人権コミセン事務所 Tel. 922-1491

～人権問題や生活などに関する困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください～



八尾市立安中人権コミュニティセンター  
 〒581-0085 八尾市安中町8-5-30  
 TEL 072(922)1491 または 072(922)1891  
 FAX 072(999)4626

一緒に解決策  
を考えます!

ホームページ [https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/4-3-0-0-0\\_4.html](https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/4-3-0-0-0_4.html)

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>